

神河町農村環境改善センター 利用事業者募集要項

令和7年5月

神河町

目的

神河町農村環境改善センター（以下、『改善センター』という。）は、昭和 60 年に建設され、当初は、研修・交流施設として町内外多くの団体が利用していましたが、近年は利用者数の減少や施設の老朽化があり、施設の利用はほとんどありません。

そこで、当該施設・土地を有効に利活用し、地域の振興発展に寄与していただける方（以下、『提案事業者』という。）を幅広く募集いたします。

物件の概要等

●所在地：兵庫県神崎郡神河町根宇野字万代尾 1022 番地 11

播但連絡道路「神崎南 I C」から車で約 15 分

●敷地面積：7,080 m²

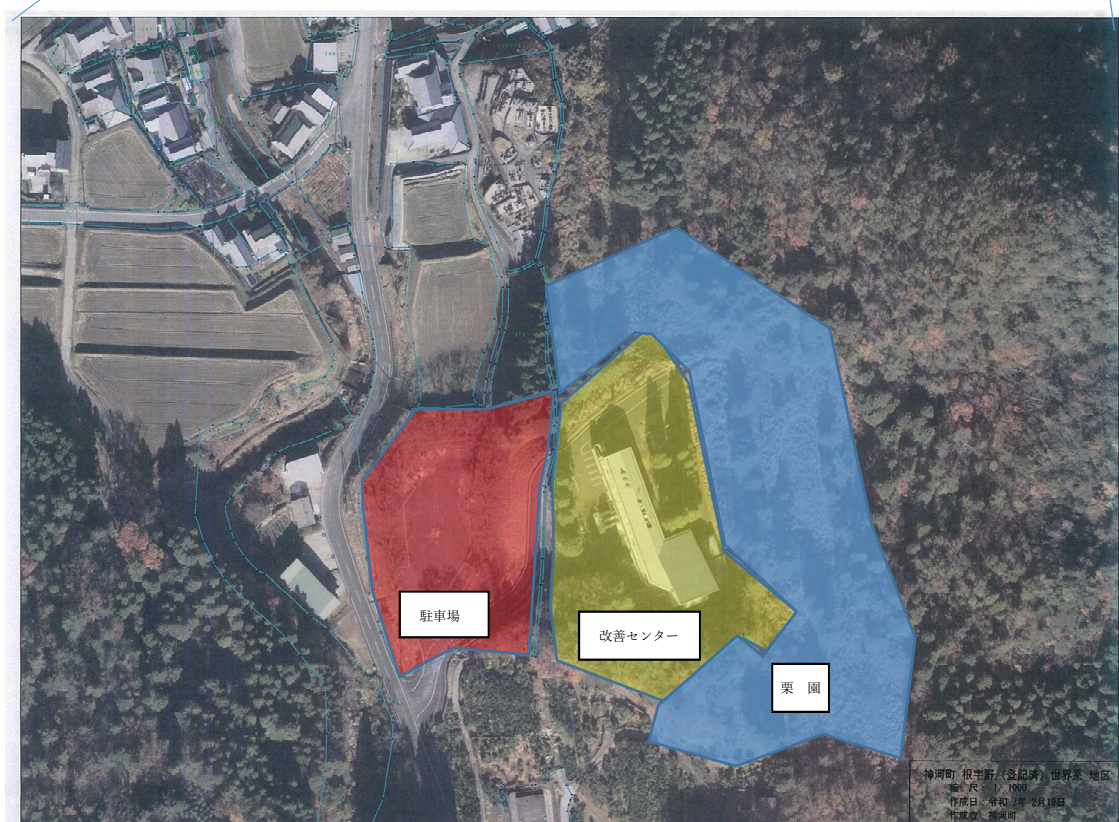
以下の土地については、改善センターに付帯する土地として、町と土地所有者との間で賃貸借契約を交わしています。

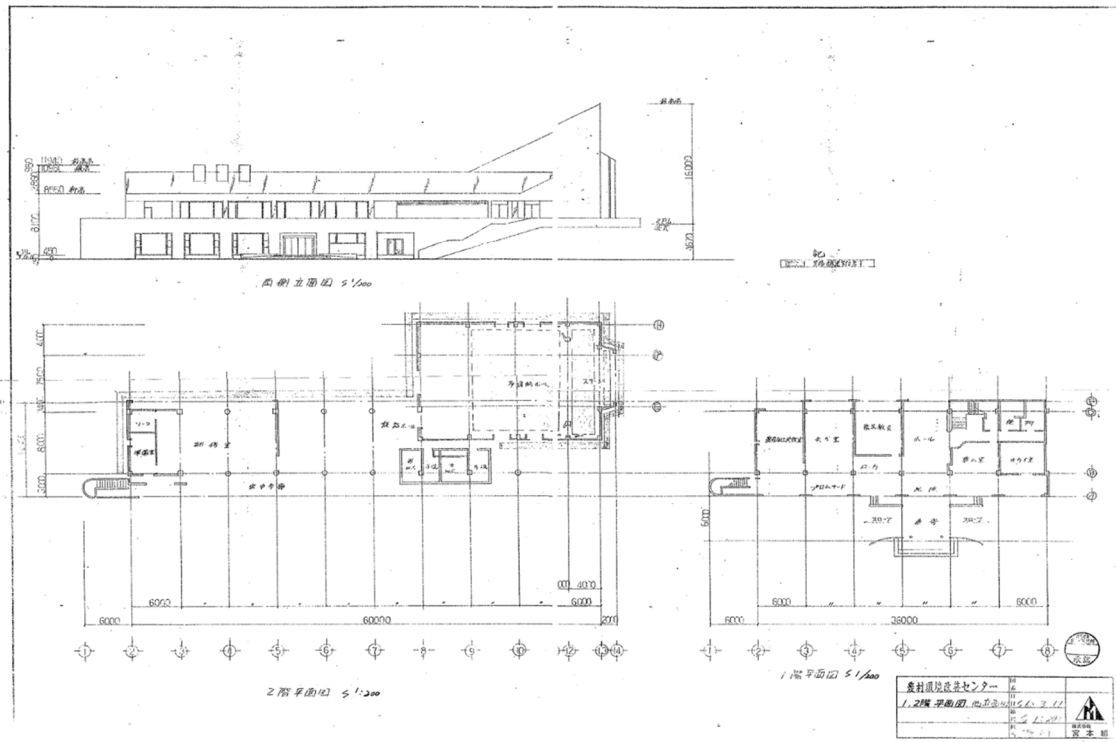
神河町根宇野 1020-2 1,710 m²（駐車場として）

神河町根宇野 1022 14,500 m²（栗園として ※現在栗園は閉鎖）

●建物面積：1,059 m²

●建設年：昭和 60 年





	室名	面積 (㎡)	収容人数 (人)
1 階	農芸教室	45	30
	会議室 (和室)	45	40
	農産加工実習室	57	12
	事務室	24	4
	その他	180	
2 階	多目的ホール	412	280
	研修室	150	80
	その他	146	
合計		1,059	446

- (1) 道路附帯設備
道路（車道）・縁石・ガードレール
- (2) 電気設備
受電電圧 6.6 k V 契約電力 75 k W
変圧器 2 台 100 k VA
高圧コンデンサ 1 台 25.5 k v a r
- (3) 浄化槽設備
189 人 17 m³/日 60 p p m
- (4) 上下水道設備
上下水道用管路
- (5) その他
進入禁止ポール・手摺・樹木・階段

公募条件

- ①この地域又は町全体のにぎわいづくり、産業振興、雇用促進、その他住民サービスの向上などに資する事業（以下「提案事業」という。）をご提案下さい。提案事業は独立採算できる収益事業とします。
- ②既存建物は、老朽化が激しく、破損や雨漏り等がありますが、町において修繕や復旧等を行いません。施設を使用する上で必要な修繕や管理は、提案事業者が行うものとします。また、事業終了時・撤退時の原状復旧にかかる費用などは提案事業者の負担とします。ただし、町と協議の上、復旧の必要がないと決定した場合はこの限りではありません。また、変圧器の内、1 台（電灯変圧器）は低濃度 PCB を含有しており、令和 9 年 3 月 31 日までに処分しなければなりません。機器の撤去及び更新時期については町と提案事業者双方の協議により決定します。
- ③改善センターに付帯する土地のうち、駐車場は改善センターの利用に不可欠なため、土地賃借料として 330,000 円/年を町へ支払うものとします。なお、栗園を含めた利用方法については、町と提案事業者及び土地所有者の 3 者で協議し決定するものとします。
- ④敷地面積分の貸付使用料は、151,000 円/月（税込）とします。ただし公用又は公益事業に供するもの、かつ地域の活性化に資するものと認められる場合、無償又は減額貸付の対象となります。
- ⑤契約に要する費用、契約後の敷地全体並びに建物の維持管理に関する費用は提案事業者が負担することとします。
- ⑥各種事業展開のため、代表事業者のもと集まった、複数事業者での合同提案も可とします。その場合、事業執行までは構成する事業者様の変更は、町の承諾のもと可とします。ただし代表事業者の変更は不可とします。

禁止事項

次に掲げる行為は禁止します。ただし、事前に町と協議の上、承諾を得た場合はこの限りではありません。

- ①使用貸借権を転貸すること
- ②地上権、質権、使用貸借による権利または賃借権、その他使用及び収益を目的とする権利の設定をすること

契約不適合責任

貸付契約締結後に、対象物件に数量の不足その他契約の内容に適合しないもの（土壌汚染及び地中障害物を含む。）があることを発見しても、賃貸借料の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除はできないものとします。

契約の解除

選定事業者が貸付契約内容に違反したとき、又は募集時の応募資格を満たさなくなったときは、有償・無償に関わらず、当該貸付契約を解除します。

応募資格

（１）提案事業者の構成

- ①提案事業者は単独もしくは複数事業者により構成されるグループ（以下、「グループ」という。）とします。
- ②グループで応募する場合は、代表事業者を定め構成員の役割を明確にしてください。
- ③単独で応募した事業者が、グループでの応募の代表提案事業者となることはできません。

（２）提案事業者の要件

提案事業者または複数事業者応募の場合の構成員は、次の全ての要件を満たしている必要があります。

- ①地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- ②国又は他の地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- ③会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更正手続き開始の申し立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続き開始の申し立てがされていないこと。
- ④神河町暴力団排除条例(平成 25 年神河町条例第 5 号)第 2 条第 1 号に掲げる団体又は同条第 2 号及び第 3 号に掲げるものの統制下にある団体でないこと。
- ⑤宗教活動・政治活動を行う活動でないこと。また税の滞納がないこと。

利用上の条件

- ①建築基準法、消防法等の関係法令、条例等を遵守すること。
- ②事業実施に当たっての事前説明など、地域住民に対しては誠実に対応し、円滑な環境を構築すること。

応募手順

(1) スケジュール

①募集要項の公開

令和7年5月16日(金)

②質問の受付(様式第1号)

令和7年5月16日(金)～令和7年5月30日(金)

質問に対する回答は6月6日(金)までに行います。

③事業者向け現地見学会

令和7年5月22日(木) 10:00～

希望される場合は事前に担当窓口までご連絡ください。

④提案書類(様式第2～5号)の提出

令和7年5月16日(金)～令和7年6月13日(金)

⑤プレゼンテーション及び審査の実施

令和7年6月

(※選定候補事業者として選定します。)

⑥基本協定・本契約・覚書等の締結

令和7年7月(契約の内容によっては、町議会での議決が必要な場合があります。)

(※上記スケジュールはすべて予定であり、事情により変更となることをご了承下さい。

変更はすべてホームページでお知らせします。)

(2) 募集要項の公開

①公開期間 令和7年5月16日(金)から令和7年6月13日(金)まで

②公開方法 神河町ホームページからダウンロードして下さい。

(3) 質問および回答

本募集要項等に対する質問がある方については、「募集要項質問書(様式第1号)」に質問事項及び必要事項を記入の上、担当窓口まで、FAX、メール、郵送のいずれかにて提出してください。質問に対する回答は神河町ホームページにて公表します。受付期間中であっても整理できたものから随時公表する予定です。

(※なお単なる意見の表明と解されるもの等については回答しないことがあります。)

令和7年5月16日(金)～令和7年5月30日(金)

(4) 応募登録書類の提出

本事業提案への参加を希望する者は、下記の書類を提出してください。

- ①提出期間 令和7年5月16日(金)～令和7年6月13日(金)午後5時必着(土日祝日を除く)
- ②提出方法 下記の提出書類を担当窓口まで、持参又は郵送にて提出下さい。
- ③提出書類
 - ア 応募登録申込書(様式第2号)
 - イ 応募団体の概要(様式第3号)
 - ウ 資格基準を満たす旨の誓約書(様式第4号)
 - エ 事業提案書(様式第5号)
 - オ 定款の写し
 - カ 法人登記簿謄本(提出日3か月以内に発行されたもの)
 - キ 直近3か年における法人決算書
 - ク 国税及び地方税の納税証明書(過年度分を含めて未納がないことを証明するもの)
 - ケ 事業計画書・向こう5か年の収支計画書、補足・参考資料(任意書式)(※複数事業者での提案の場合は、各事業者についてア～クの書類全てを揃えて下さい。)
- ④提出部数 部(原本1部、副本5部)

(5) プレゼンテーション及び審査の実施

企画提案書の内容について、次によりプレゼンテーション及び審査を実施します。詳細については、提案事業者へ個別にご連絡します。

- ①日程 令和7年6月下旬(予定)
- ②場所 神河町役場内会議室を予定
- ③内容
 - ア 企画提案書の内容説明(30分以内)
 - イ 質疑応答 30分程度
- ④出席者 説明者3人以内
- ⑤使用機器等 パソコンを持参し使用することができます。(パソコンを使ったプレゼンテーションを行う場合は予めご連絡ください。町側でプロジェクター、スクリーンは用意します)
- ⑥配布資料 当日の持参は不要(提出された企画提案書を配布します)
- ⑦失格 欠席または遅刻した者は、失格とします。
- ⑧選定体制 神河町農村環境改善センター活用事業提案審査委員会(以下、「審査委員会」という。)を設置します。委員名は公正な審査に影響を与える行為を防止するため非公表とします。

⑨審査項目及び配点 審査項目 審査基準 配点事業内容

審査項目			
審査項目の合計点数が最高得点となったものを優先交渉権者に、次に合計点が高い者を次点候補者に選定する。			配点
1	町及び地域の活性化	提案された内容が、町民生活の向上や、町や地域の経済活性化につながるものであるか。	30
2	地域との調和	提案された内容が地域の特性を反映したものとなっているか。 地元要望などのニーズへの対応やコミュニティ機能の提供などの地域への調和が図られているか。	30
3	事業の実現性	概算事業費、資金調達計画及び収支計画が詳細に示されており現実性があるか。 事業スケジュールが詳細に示されており、現実的であるかどうか。	30
4	事業の実施体制	事業にかかわる職員の配置は適切かどうか。	10
		計	100

⑩提案事業者の選定・通知

審査委員会による採点の結果を踏まえ、選定候補事業者としての順位付けをします。なお、審査の結果、選定候補事業者なしとする場合もあります。

なお、内容によっては、選定に向けた協議など複数回にわたる場合もあります。ご了承下さい。

(6) 基本協定の締結・手続きの執行

審査後は、選定事業者と神河町で基本協定を締結し、地元説明会の開催等、本契約に向け手続きを進めることとします。

(7) 本契約の締結

基本協定に基づき協議を進め、神河町・選定事業者双方合意に達し、地元同意も得られた後に、本契約を締結することとします。ただし、契約の内容によっては、神河町議会での議決が必要な場合があります。ここまでの協議の結果、双方合意に至らなかった場合、それまでの検討に要した費用等について、神河町は一切負担しません。

その他

- ①提出費用、書類等に係る費用は、全て提案事業者の負担とします。
- ②提出された書類は、返却しません。
- ③提出書類の著作権は提案事業者に帰属しますが、選定結果の公表等に必要な場合には、本町は当該著作権を、無償で 사용할 こととします。
- ④提出書類等に記載された個人情報 は、本審査に関する事務においてのみ使用し、それ以外には使用しません。
- ⑤選定結果及びその審議の内容に関し、参加者からの照会には一切応じません。

担当窓口

〒679-3116 兵庫県神崎郡神河町寺前 64

神河町ひと・まち・みらい課

電話：0790－34－0971 ／ F A X：0790－34－0691

電子メール：hitomachimirai@town.kamikawa.hyogo.jp